



記者発表資料



令和7年9月25日  
こども未来局こども未来部  
こども企画課こども若者支援室  
電話 245-5632

## 千葉市こどもの権利救済相談室を移転するとともに開設時間を拡大します ～愛称は「ちばふらっと」に決定！土曜日も相談できるようになります～

千葉市では、令和7年7月28日に開設した「千葉市こどもの権利救済相談室」について、こどもがより利用しやすい環境にするため、千葉市役所8階から、千葉駅からのアクセスが良い民間テナントビルに移転するとともに、開設時間を拡大しますので、お知らせします。

また、こどもが相談室を身近に感じ、気兼ねなく相談できるよう、相談室の愛称を「ちばふらっと」に決定しましたので、併せてお知らせします。

### 1 移転日

令和7年10月1日（水）

### 2 移転先

千葉市中央区新千葉2丁目7-1  
大宗第2ビル5階 503号室  
(千葉駅西口徒歩5分)



位置図

### 3 連絡先

移転に伴い、電話番号が変わります。また、こども専用のフリーダイヤルを新設しました。

＜移転後の連絡先＞

こども専用 0120-306-210 (フリーダイヤル)

こども専用以外 043-306-2242

メール kenri-kyusai@uwnchiba.net

### 4 相談受付日および時間

月、水、金曜日 13:00～19:00 (終了時間を1時間拡大)

土曜日 10:00～14:00 (新設)

### 5 愛称について

#### (1) 愛称

ちばふらっと

#### (2) 愛称に込められた思い

こどもたちが、ふらっと立ち寄れる、肩ひじ張らずフラットに相談できる場所という2つの意味を込めています。

#### (3) 選定の経緯

本市職員が考案した愛称の中から5案に絞り込み、9月6日から15日までの間、千葉市子ども交流館においてこどもたちによる投票を実施し、決定しました。

## ＜参考＞千葉市子どもの権利救済相談室について

### 1 概要

#### (1) 救済対象者

- ・本市に在住、在勤、在学するこども
- ・本市に所在するこどもに関わる施設・団体を利用（所属）するこども

#### (2) 相談・申し出ができる方

救済の対象となるこどもまたはそのこどもの養育者、その他救済の対象となるこどもに関わる方等

#### (3) 相談方法

電話やメール、対面で相談をすることができます。なお、対面で相談する場合は、事前に電話またはメールで面談の日時を調整します。

#### (4) 相談室の主な業務内容

- ・こどもや養育者等からの相談および救済の申し出に対する助言・支援
- ・関係者等への調査、調整、勧告、是正要請および制度の改善要望
- ・子どもの権利に関する普及啓発

#### (5) 市ホームページ

【URL】<https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kikaku/kyuusai.html>



### 2 これまでの相談実績（9月15日現在）

#### (1) 相談件数

15件

#### (2) 相談の経路

こども本人からの相談	3件
保護者からの相談	11件
その他	1件

#### (3) 相談内容

いじめの相談	9件
虐待	1件
家庭・家族の悩み	5件